

京都市告示第208号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改めます。

平成27年6月12日

京都市長 門川 大作

第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(広告物の取扱い)

第3条の2 広告物(第24条及び第24条の2に規定するものを除く。)による占用については、次のいずれかに該当する場合を除き、認めない。

- (1) バス利用者の利便の向上に要する費用への充当を目的として、バス停留所標識又はバス停留所上屋に添加する広告物
- (2) 地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物
- (3) 行政財産の維持管理費に充当し、行政財産の効率的利用に資すると認められる広告物

第4条第1項本文中「の占用については」を「による占用については」に改める。

第5条第1項本文中「の占用については」を「による占用については」に改める。

第6条第1項本文中「の占用については」を「による占用については」に改める。

第7条第1項本文中「の占用については」を「による占用については」に改める。

第8条第1項本文中「の占用については」を「による占用については」に改める。

第9条第1項本文中「の占用については」を「による占用については」に改める。

第10条第1項本文中「の占用については」を「による占用については」に改める。

第11条第1項本文中「の占用については」を「による占用については」に改める。

第12条第1項本文中「の占用については」を「による占用については」に改める。

第13条第1項本文中「の占用については」を「による占用については」に改める。

第14条第1項中「の占用については」を「による占用については」に改める。

第15条第1項本文中「の占用については」を「による占用については」に改める。

第16条第1項本文中「の占用については」を「による占用については」に改める。

第17条第1項本文中「の占用については」を「による占用については」に改める。

第18条第1項本文中「の占有については」を「による占有については」に改める。

第18条第2項中「の占有については」を「による占有については」に改める。

第19条第1項本文中「の占有については」を「による占有については」に改める。

第20条第1項本文中「の占有については」を「による占有については」に改める。

第21条第1項本文中「バス停留所標識」の右に「による占有」を加える。

第21条第2項本文中「の占有については」を「による占有については」に改める。

第22条第1項本文中「の占有については」を「による占有については」に改める。

第23条第1項本文中「の占有については」を「による占有については」に改める。

第23条第2項中「の占有については」を「による占有については」に改める。

第24条第1項本文中「の占有については」を「による占有については」に改める。

第24条の2第1項本文中「商店会による広告幕の占有」を「商店会が行う広告幕による占有」に改める。

第25条第1項本文中「の占有については」を「による占有については」に改める。

第26条第1項本文中「の占有については」を「による占有については」に改める。

第27条第1項中「の占有については」を「による占有については」に改める。

第28条第1項中「事務所等」の右に「による占有」を加える。

附 則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占有物件について適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)